

名家連ニュース

令4年11月16日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.895号

国連障害者権利委員会の日本政府への勧告 ①

障害に基づくあらゆる差別の禁止を定めた「障害者権利条約」は2006年に国連で採択されました。日本は2014(平成26)年に締約国となっています。



8月にスイス・ジュネーブの国連欧州本部で、日本政府が初めてこの審査を受けた。審査に合わせ日本の障害者や家族、支援者が現地に渡航した。その数なんと約100人。他国と比べ異例の人数で、国連も驚くほどだった。

障害者権利条約の締約国には、条約に規定された事項の順守監視する機関の設置が義務づけられており(33条)、日本では、障害者基本法に基づいて設置された内閣府所管の障害者政策委員会が国内監視機関となっています。

国連には、権利条約を批准した国から選出された18名の独立した専門家で構成された「障害者権利委員会」が設置されています(第34条)。

締約国は権利委員会の審査を受けることが義務づけられており、日本政府は2022(令和4)年8

月にスイスのジュネーブで対面による初の審査を受けました。

翌月9月9日に審査結果を踏まえた「日本の第一次報告書に対する最終見解(勧告)」を公表しました。内容は日本政府の改善課題をまとめたもので、第1条から33条まで懸念と勧告、19条と24条は6項目もあります。全体で、懸念93項目、勧告は92項目、留意1項目、奨励1項目となっています。勧告には拘束力はありませんが、締約国は勧告を真摯に受け止め、確かな対応を示すことが国際的な常識となっています。

日本政府に対する勧告の中で精神障害関連にスポットを当て2回に分けてお伝えします。

※大きな表題の()内の条文は国連障害者権利条約の条文を表しています。

人の自由と安全(第14条)

精神科医療については、強制入院は障害に基づく差別だと指摘。強制入院による自由の剥奪を認めている全ての法的規定を廃止するよう求めています。

24. 委員会は、締約国に対し、障害者の組織および独立した監視機構と協議して、次のことを勧告する。

(a) 緩和ケアを含む治療に関して、障害者の生きる権利を明示的に認め、意思・嗜好の表明とそれに必要な支援を含むそれぞれのセーフガードを確保すること。

(b) 障害に基づくいかなる形態の強制的な入院や治療も防止し、地域ベースのサービスにおける障害者への必要な支援を確保すること。

(c) 精神科病院での死亡事例の原因や状況について、徹底的かつ独立した調査を実施する。

次ページに続きます

31. 当委員会が懸念していること

(a) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」によって正当化された、障害者の認識または実際の障害または危険性に基づく、精神科病院への強制収容と強制的治療を可能にする法律。

(b) 入院に関して、インフォームド・コンセントの定義が曖昧であるなど、障害者のインフォームド・コンセントの権利を保護するためのセーフガード（保護措置）が欠如している。

32. 委員会は、条約第 14 条に関するガイドライン（2015 年）及び障害者の権利に関する特別報告者が出した勧告を想起し、締約国に対して以下のことを要請する。

(a) 障害者の強制入院を、障害を理由とする差別であり、自由の剥奪に相当するものと認識し、実際の障害または危険であると認識されることに基づく障害者の強制入院による自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止すること。

(b) 認識された、または実際の障害を理由とする非合意的な精神科治療を正当化するすべての法的条項を廃止し、障害者が強制的な治療を受けず、他の人と平等に同じ範囲、質、水準の医療を受けられることを保証するための監視機構を設置すること。

(c) 障害の有無にかかわらず、すべての障害者の自由意志に基づく同意の権利を保護するために、擁護、法的、その他すべての必要な支援を含むセーフガードを確保すること。

拷問及び残虐、非人道的な又は品位を傷つける 取扱い又は刑罰からの自由(第 15 条)

33. 当委員会は、懸念をもって観察する。

(a) 精神科病院における障害者の隔離、身体拘束、化学拘束、強制投薬、強制認知療法、電気けいれん療法などの強制治療、および心神喪失の状態で大変な事件を起こした者の医療と治療に関する法律など、そのような行為を正当化する法律。

(b) 精神科病院における強制・虐待の防止と報告を確保するための精神科審査会の範囲と独立性の欠如。

(c) 強制治療を受けている、あるいは長期入院している障害者の権利侵害を調査する独立した監視システムの欠如、精神科病院における苦情・不服申し立てメカニズムの欠如。

34. 委員会は、締約国に勧告する。

(a) 心理社会的障害者の強制的な扱いを正当化し、不当な扱いにつながるすべての法的規定を廃止し、心理社会的障害者に関するあらゆる介入が、条約の下での人権と義務に基づくことを保証すること。

(b) 障害者の代表組織と協力して、精神医学的環境における障害者のあらゆる形態の強制的かつ不当な扱いの防止と報告のための効果的な独立した監視機構を確立すること。

(c) 精神科病院における残虐、非人道的または品位を傷つける扱いを報告するための利用しやすいメカニズムを設置し、被害者のための効果的な救済措置を確立し、加害者の起訴と処罰を確保すること。